別表六㈢付表一の記載要領第１号中「若しくは法」を「又は法」に改め、「又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の15第５項（適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「「被合併法人等の控除余裕額又は個別控除余裕額　(1)」」を「「被合併法人等の控除余裕額　(1)」」に改め、同号㈠中「又は連結事業年度」を削り、同号㈡中「又は連結事業年度開始の日の前日」を削り、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同第13号を次のように改める。

３　「分割法人等の調整国外所得金額　(2)」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額　(1)」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の別表六(二)「16」、別表六(二)付表五「30」若しくは別表六の二「10」の金額又は同欄の金額に係る連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表六の二(二)付表「11」の金額を記載すること。

別表六㈢付表一の記載要領第四号中「「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額とみなされる金額　$\left((1)又は(1)\times\frac{(3)}{(2)}\right)$　(4)」」を「「当該法人の控除余裕額とみなされる金額　(1)又は$\left((1)\times\frac{(3)}{(2)}\right)$　(4)」」に、「「又は(1)×$\frac{(3)}{(2)}$」」を「「又は$\left((1)\times\frac{(3)}{(2)}\right)$」」に改め、同第五号中「「被合併法人等の控除限度超過額又は個別控除限度超過額　(5)」」を「「被合併法人等の控除限度超過額　(5)」」に改め、同号㈠中「又は連結事業年度」を削り、同号㈡中「又は連結事業年度開始の日の前日」を削り、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同第六号を次のように改める。

６　「分割法人等の控除対象外国法人税額　(6)」の欄は、「被合併法人等の控除限度超過額　(5)」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の別表六(二の二)「21」の金額を記載すること。

別表六㈢付表一の記載要領第七号中「「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額とみなされる金額　$\left((5)又は(5)\times\frac{(7)}{(6)}\right)$　(8)」」を「「当該法人の控除限度超過額とみなされる金額　(5)又は$\left((5)\times\frac{(7)}{(6)}\right)$　(8)」」に、「「又は(5)×$\frac{(7)}{(6)}$」」を「「又は$\left((5)\times\frac{(7)}{(6)}\right)$」」に改める。

別表六㈢付表二の表中「適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書」を「適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事　業　年　度」に、「当該法人の事業年度又は連結事業年度」を「当該法人の事業年度」に、

	控除余裕額又は個別控除余裕額			
	当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額（前期の別表六(三)「③」）	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	(2)のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	(1)のうちないものとされる金額　(1)×$\frac{(3)}{(2)}$

を

	控除限度超過額又は個別控除限度超過額				
当該法人の調整後の控除余裕額又は個別控除余裕額　(1)−(4)	当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額（前期の別表六(三)「⑥」）	当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	(7)のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	(6)のうちないものとされる金額　(6)×$\frac{(8)}{(7)}$	当該法人の調整後の控除限度超過額又は個別控除限度超過額　(6)−(9)

を

控除余裕額				
当該法人の控除余裕額（前期の別表六(三)「③」）	当該法人の調整国外所得金額	(2)のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	(1)のうちないものとされる金額　(1)×$\frac{(3)}{(2)}$	当該法人の調整後の控除余裕額　(1)−(4)